

大阪、昭53不9・17、昭53.12.27

命 令 書

申立人 全自交平野タクシー労働組合

被申立人 平野タクシー有限会社

主 文

- 1 被申立人は、昭和52年9月分賃金が未払いとなっている申立人組合員に対して、速やかに、各、当該賃金に5万円を加えた額（これに対する年5分の割合による金員を含む）を支払わなければならない。
- 2 被申立人は、申立人が行っている自主管理の速やかな終了及び正常な企業運営の再開の問題について、申立人との団体交渉を、誠意を尽くして行わなければならない。
- 3 被申立人は、縦1メートル、横2メートルの白色木板に下記のとおり明瞭に墨書して、被申立人会社正面入口付近の従業員の見やすい場所に、10日間掲示しなければならない。

記

年 月 日

申立人代表者あて

被申立人代表者名

当社は、貴組合から申入れのあった団体交渉を正当な理由なく拒否し、また、貴組合の組合員に自主管理闘争からの離脱、組合脱退を勧誘・強要し、貴組合に対するひぼう・中傷を行ったことは、労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であることを認め、今後このような行為を繰り返さないことを誓約します。

以上、大阪府地方労働委員会の命令によって掲示します。

- 4 申立人のその他の申立ては、棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人平野タクシー有限公司（以下「会社」という）は、肩書地（編注、大阪府堺市）においてタクシー事業を営んでいる会社である。
- (2) 申立人全自交平野タクシー労働組合（以下「組合」という）は、会社の従業員で組織する労働組合で、大阪市浪速区大国町所在の全国自動車交通労働組合大阪地方連合会（以下「地連」という）に加盟しており、組合員数は、本件審問終結時59名である。

2 本件紛争に至るまでの労使関係等

(1) 会社役員の変遷等

会社は、その前身は申立外B₁（以下「B₁」という）が昭和8年、個人企業として設立した平野自動車商会（以下「商会」という）であるが、昭和50年10月1日、有限会社となり、商号を現在のものに改めた。

有限会社となったことに伴い、B₁は会社の取締役役に就任し、商会時代、支配人であったB₂（以下「B₂」という）が代表取締役役に就任した。

52年3月1日、B₁は取締役役を辞任し、B₂の母親B₃（以下「B₃」という）がこれに代わったが、B₃も同年7月15日辞任し、B₄（以下「B₄」という）がこれに代わった。

同年9月29日、B₄もまた辞任し、その跡にB₅（以下「B₅」という）が就任した。

同年11月17日、代表取締役であったB₂自身が辞任し、この時点で会社の取締役はB₅1人となった。

53年1月20日、B₆（以下「B₆」という）及びB₇（以下「B₇」という）が取締役に就任し、B₅は代表取締役となった。

B₄は本件審査続行中の53年3月22日、再び会社の取締役になった。しかし、この日上記3名の取締役は辞任し、本件審問終結時、会社の取締役はB₄だけである。

(2) 自主管理協定について

50年8月末ごろ、B₁は組合に対して、「9月分賃金支払いのめどが立たない」旨表明し、更に、9月15日には「企業閉鎖、全員解雇」を通告した。

そこで組合は、団体交渉を重ねた結果、同月19日、「営業収入の組合保管に関する協定」を締結し、更に同月27日には、労働債権保障の確約書を取り付けた。そして組合は、同月20日から納金管理を行ったが、9月分賃金が所定の支払日より1日遅れただけで支払われたため、その後納金管理を中止し、保管金を会社に引き渡した。

前記のとおり、この直後会社は法人化したのであるが、組合は、同年11月8日、「会社は、組合員の賃金、労働債権一切について、遅配、欠配、不払いなどが予想される場合、組合が自動的に営業収入を保管し、労働債権を優先支払いすることに同意し、その期間中、一切の妨害をしない」旨その他を内容とする協定（以下、この協定を「自主管理協定」という）を締結した。

3 本件紛争について

(1) B₂らの失そう

52年9月20日ごろから、代表取締役のB₂は会社に姿を現わさなくなった。そして、同月28日（9月分賃金の支払日）の午後3時ごろ、組合員らが賃金を受け取りに事務所へ行ったところ、この日の午前中には事務所内にいた事務員のC₁及びC₂の姿は見え、事務所入口は施錠されていた。営業収入は、ほぼ毎日、取締役のB₄が金融機関に預ける事務にあっていたが、そのB₄もおらず、結局、この日組合員らに支払われるはずの賃金（総額1,000万円余り）は、組合員らの手に渡らなかった。

それ以来、B₂、B₄とも組合員らの前に顔を見せないため、組合員らはB₂の自宅へも行ったが、B₂はおらず、その後も行方は不明である。

(2) 自主管理の開始

組合は28日の夜から、自主管理協定に基づく自主管理を開始することを決定し、更に、10月1日、会社の土地・建物に係る不動産占有妨害予防仮処分申請を、大阪地方裁判所堺支部に行った。同日、同支部は、「会社は、組合が会社の土地建物を占有使用すること

を妨害してはならない」との旨の仮処分決定（昭和52年（ヨ）第352号事件）を行った。

(3) 会社代表者の変更等

前記のとおり、52年9月29日にB₄は取締役を辞任し、B₅がこれに代わっている。そして同年11月17日には、B₂も組合に所在を明らかにしないまま取締役を辞任し、登記簿上、B₅は会社のただ1人の取締役となった。なお、B₅は別に、大阪市内で不動産売買等を業とする三和商事株式会社（以下「三和商事」という）の代表取締役でもある。

B₅は、同年10月上旬、初めて会社に現れた。組合とB₅は、同年12月24日、全自交会館において、自主管理開始後初の団体交渉を行い、確認書を取り交した。その確認事項は、おおむね次のとおりである。

「① 自主管理の原因は、旧経営者の経営放棄にあること

② 組合員らの賃金の未払分について、会社は支払義務を負うこと

③ 会社は、事業計画を組合に明示すること

④ 会社は、経営が正常化するまで、組合の自主管理及び組合運営を妨害しないこと」

なお、この団体交渉の席上B₅は、組合に対して「自分は、かねてから会社の資金繰りには協力してきた。前代表取締役B₂には400万円ほどの融資をしている。その関係で今度自分自身が経営に参加するようになった。会社の債権債務を引き継いでやるからには、必要な資金は用意する」旨の説明も行っている。

(4) B₅らの行動等

ア 前記団体交渉の時期の前後、B₅らが頻繁に、組合員を個別に会社近くの喫茶店に連れ込み、「会社の指示に従うなら52年9月分賃金と解決一時金5万円を支払うから、受け取るように」と勧誘するということが行われた。たとえば、12月20日には、組合の役員であったA₁（以下「A₁」という）が、社長代行と名乗るB₈に呼び出され、「組合員を勧誘して、まとめてくれたら金を出す」旨言われている。また、同月27日には、組合の書記長A₂（以下「A₂書記長」という）が、B₅から現金100万円を示され、「この金をやるから、もうこれで組合などとしようもないことやめて、早いとこ解決しようや」との旨言われたが、A₂書記長は、「そんな金は受け取れない」旨述

べて、これを断っている。

このような会社側の行動の結果、組合員らの中に、提供された金員を受け取る者が現れた。すなわち、A₁、A₃、A₄、A₅、A₆（以上の者は、いずれもその後組合を脱退し、会社を退職している）その他数名である。

こうした事態について、組合は、12月29日付けで、B₅あてに抗議文を送付し、「個々の組合員に対する勧誘は、組合活動への支配介入に当たる組合破壊攻撃であり、事態解決に向けての交渉を無にし、解決を困難にするものであるから、会社はこうした行為を直ちにやめて、組合と誠意をもって協議するように」との旨求めた。これに対して、B₅は、53年2月3日付けの書面で回答をしているが、その要旨は次のとおりである。

「私は、組合の自主性を尊重して、団体交渉により紛争の円満解決を図ろうとしたが、組合の作為的行為により、52年12月24日、全自交会館に呼び出され、会社従業員でない部外者に取り囲まれ、内容の分からない確認書とやらに一方向的に署名させられ、指印を押させられた。私は、抗議文中にあるような金銭の授受は一切行ったことはなく、また、不当労働行為となるようなことは断じて行っていない。会社としては、組合との団交には万難を排して応じる用意もあり、自主管理の実態を明示されれば、即日にも正常運行に入りたい所存であるが、会社従業員でない、労働者と称する人が介入する団交は、解決を長引かせる根本原因のように思う」

イ 53年1月10日、自主管理開始後第2回目の団体交渉が全自交会館で行われた。この日会社側からは、B₅は出席せず、同人の代理として、三和商事でのB₅の配下であるB₉（以下「B₉」という）が出席した。

このとき作成された確認書の主な内容は、次のとおりである。

- 「① 会社事務所に、会社側連絡要員として、B₆及びB₇を常駐させる。
- ② 会社は、組合への支配介入行為を一切行わない。組合との接触は、執行部を通じてのみ行う。
- ③ 会社は、組合の自主管理の継続を妨害しない。」

ウ その翌日の11日昼ごろ、会社近くの喫茶店「リカ」で、組合の執行委員長A₇（以下「A₇委員長」という）及びA₂書記長は、会社側のB₉ほか3名と会談した。これは主に前記確認書中の会社側連絡要員の事務所常駐の件を話し合うためのものであった。

その際、会社側の1人B₁₀（以下「B₁₀」という）が封筒を取り出し、「これには金が入っている。皆もう50万円ぐらいずつ分けるか。それでもう早いとこ解決しようや」と言いながら、上記封筒をテーブルに投げ出した。しかし、A₇委員長らは、これを受け取らなかった。

エ 更にその翌日の12日午後5時ごろから、会社は、堺市内の飲食店「すし半堺店」に、組合員数名を招いて酒食をもてなした。その席でB₅は「魚心あれば水心や。会社が命令するんやから、車を持ち出せ。それで（稼動して得た収入は）全部やろうやないか」と話し、退職届と白地の領収書を書くよう求め、これに応じた一部の組合員らに、各5万円ずつ支払った。

オ 翌13日の正午過ぎごろ、会社門前に、B₉、B₆、B₇、B₁₀及びC₃（三和商事でのB₅の配下。同時に組合の組合員でもあったが、このときは既に組合を除名されている。以下同人を「C₃」という）がやってきて、会社内に入ろうとしたが、入口でピケを張っていた組合員らは、これを阻んだ。その際B₉は「おれは、B₅から会社の社長代行を頼まれてきている」旨を言ったが、組合側は「会社との協定に基づく組合の同意がない以上、部外者であり、出入りは認めない」旨を言った。そこでB₉らは「お前ら、全自交みみたいな組合に入っておって、高い上納金とられてつまらんやろ」、「こんな会社はつぶしてしまえ」、「おれたちは、会社を経営するというような気は毛頭ない。組合をつぶすのが目的や」、「いてもうたろか」、「話合いの余地はない。今後は実力行使でいく。宣戦布告しておく」などと言い残して立ち去った。

カ この日、たまたま組合は、会社内で地連の執行委員A₈（以下「A₈」という）及び同A₉（以下「A₉」という）を交えて会議を行っていた。B₉らが去った後も会議は続けられたが、午後3時前、一段落した時点で、A₈及びA₉は退出した。帰途、2人

が南海電鉄高野線初芝駅に着いたとき、同駅付近に前記のB₉ら5名がたたずんでいた。そして、A₈が所用で、同駅前売店の公衆電話を掛けようとしたとき、突然、B₉がA₈の胸倉をつかみ、突き放した。A₉が中に割って入り、制止したが、B₉は「なんでおれを社長代理と認めんのや、人がおとなしくしておればなめやがって」と言った。A₈は、直ちに被害を駅前の派出所に届け、B₉は、堺北警察署へ連行されて取調べを受けた。

キ 1月21日午後7時30分ごろ、A₇委員長、A₂書記長及びA₈の3人は、夕食を外で済ませて、組合事務所へ戻ろうとしていた。3人が前記初芝駅付近に差し掛かったとき、待ち受けていたC₃が何事かわめきながら、いきなりA₇委員長の右大たい部を蹴り、更に顔を殴りつけた。更にC₃は、A₈を突き飛ばし、A₂書記長に対しても、顔を殴ったうえ、内ももの辺りを蹴った。この後、A₇委員長の急報によって、C₃は堺北警察署へ連行された。このとき、A₇委員長は下がく部及び右大たい部に、A₂書記長は左大たい部に、共に全治5日間のざ傷を負った。

ク 組合は1月24日付けで、会社あてに抗議文を出し、前記同月12日の「すし半堺店」での会社側の行為、13日のB₉らの会社門前での発言及びその後の暴行の事実、21日のC₃による暴行、傷害の事実を抗議するとともに、相互信頼を回復するため同月28日に団体交渉を行うよう申し入れた。

これに対して会社からは、2月6日付けで回答書が寄せられた。その要旨は次のとおりである。

「組合は、1月10日の団交で会社側の要員の出入りを確認したにもかかわらず、13日に実力をもって会社側の者の入構を阻止した。その際、A₈は、B₉の人権を傷つける言動を行った。同日の初芝駅付近のことは、そのことについて、B₉がA₈に抗議したとき、互にもみ合った結果であり、暴行は決してB₉の故意によるものではない。C₃の行為も個人的なものであって、組合執行部によって、組合員資格と従業員の身分を奪われたことを抗議したところ、しっ責され、かっとなってやったものである。私（B₅）は、組合の自主性に基づく団体交渉にはいつでも応じる。そして納金管理

中の生産内容を明示され、納得のいくよう話し合いたいと思う」

ケ 1月25日、以前、会社から9月分賃金及び5万円を受け取った前記A₁ほか4、5名が三和商事に呼び出された。B₅はそこでA₁らに対して、「貸した金を返せ。返せないのなら、お前らはお前らで別に納金管理をやれ。組合の指示に従う必要はない。会社の中をトタン板でも囲って二つに分けるなりして、売上げも皆、自分らで管理すればよい。社長の命令なのだから犯罪にはならない。これが成功すれば、お前らの次のポストは保障する。それにほうびも出す」旨言った。A₁らは「金を返せと言うが、あの金はもともと我々の給料なのだから返せない」旨答えたが、それに対してB₅は「それならあの金はやる。そのかわり指示に従え」との旨言った。

その翌日の26日昼ごろ、上記A₁ほか4、5名は会社へ来て、「われらはわれらで勝手にやる。C₃を委員長にする。これから実力で事務所や社長室を開けて、われらはそこに入って別にやっていく」旨言って、修理工場からハンマーやバールなどを持ち出し、事務所などへ押し入ろうとした。そして、これを阻止しようとするA₇委員長ほか会社内に詰めていた組合員らと約1時間にわたってもみ合ったが、結局、退去した。

コ 53年1月13日、組合は三和商事に電話を掛け、B₅に団体交渉を申し入れたが、その際B₅は「当分交渉はもたない。地連が入った交渉はできない」旨言った。

同月25日、B₅がA₁らに対し自主管理の妨害を指示した事実をつかんだ組合は、翌26日、B₅と電話連絡がとれたので、直ちに団体交渉を行うよう要求したが、B₅は翌27日午後5時に変更を求めた。組合側は、その時刻に待機していたが、会社側は理由を明らかにしないまま、姿を見せず、団体交渉は行われなかった。

2月9日にも、組合は、会社に対して団体交渉を要求したが、会社はこれについて何の理由も示さず、応じなかった。

第2 判断

- (1) 会社は、①B₅らが一部組合員に金員を支払ったのは、彼らから強硬に未払賃金の支払いを請求される中で、やむなく、B₅が自己資金を出して、貸付けの方法により支払

ったものであり、これは、B₅が組合員の窮状に同情したことによるほか、他意はない、②本件紛争の発端は、折からの長期不況の影響で営業不振が重なり、不本意ながら、52年9月分賃金を遅配せざるを得なくなったことにある。このような事態を收拾するため、B₂の意を受けて、B₅が新代表者に就任し、鋭意組合との紛争解決に乗り出したが、異常なまでの組合の不信感から、B₅の発言や提案は一顧だにされず、多衆かつ上部団体の威を借りて、強引に組合にのみ有利な確認書を作らされたものである、③組合は、B₂が会社代表者であった当時の自主管理協定を拡大解釈して、一切の会社資産を経営者から奪い、会社側の一切の職制を追放し、全経営権を掌握しているのであって、労使間の誠意ある解決を期待しているとは到底考えられない、④52年12月24日及び53年1月10日に行った団体交渉は、いわゆる大衆団交であり、かつ威迫、強要を伴った極めて悪意に満ちたもので、会社側は、自らの発言、弁明は一切封じられる中で、組合側作成の書面に署名を強要された。したがって、その後の団体交渉を会社が拒否したのは、正に正当理由に基づくものである、⑤仮に、会社に何らかの不当労働行為が認められるとしても、その是正は、現在行われている異常な自主管理を解消し、会社固有の経営権を返還することを条件としなければ命じられるべきでない、と主張する。

よって、以下判断する。

- (2) 52年9月28日に、B₄ら会社側の者がいっせいに会社から姿を消して以来、組合員らに対して支払われるべき52年9月分の賃金は、本件審問終結時に至ってもなお、正式な支払いはなされていない。この間、52年12月24日には、「組合員らの賃金の未払分について、会社は支払義務を負うこと」が確認されているが、会社はこの義務を履行しないまま、他方で、前記認定のとおり、特定の組合員に未払賃金相当額に5万円を加えた金員を支払って、組合を脱退させたほか、A₇委員長やA₂書記長に対しても多額の現金を目の前につきつけながら、自主管理をやめるよう誘いかけている。これらの事実は、組合の団結を切り崩し、組合員間に動揺を起し、自主管理の継続を事実上不能に陥れようとの意図でなされたことは、明白である。会社は、一部組合員への金員の支払いは、B₅個人の善意に出たものであるかのように言うが、いやしくも本件紛争の発端が、会

社も認めるように、52年9月分賃金の不払いにある以上、その問題を最重点として、全組合員を対象に会社と組合の間で誠意をもって話し合うことから出発しない限り、事態解決は望めないであろう。しかるに、会社はそのような努力をせずして、ただただ、組合員の結束を弱め、自主管理を継続できないようにしようとするためのこ息な工作を繰り返したのみである。

確かに、会社の言うとおりに、このような長期にわたる組合の自主管理状態は、自主管理協定に基づくとはいえ、異常である。本来、タクシー事業は、種々の法的な制約の中で、経営者不在のままでは遂行できないものといえよう。しからば、その異常事態を正常化するための努力を会社は行ったかという点、本件審問の全趣旨からみても、そのような意欲は会社にはほとんどみられないのである。

以上要するに、会社の行った前記認定の3-(4)-ア～ケ（イ及びクを除く）の一連の行為は、労働組合法（以下「法」という）第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であることは明白である。

- (3) 53年1月10日から後、本件申立てに至るまで、会社は、組合の申し入れた3度の団体交渉をいずれも拒否している。その理由について、会社は、その前に行った2度の団体交渉が、組合側の威迫と強要を伴った極めて悪意に満ちたものであったというのであるが、その点に関する疎明はまったくない。また、会社は、組合に対して、文書又は口頭で、「会社従業員でない、労働者と称する人が介入する団交は、解決を長引かせる」とか、「地連が入った交渉はできない」との旨言っているが、上部団体の役員が参加する団体交渉を、そのことのみを理由として、使用者が拒否できないことは、労働組合の委任を受けた者の交渉権限を保障する法第6条に照らして当然である。

したがって、会社が行った3度の団体交渉拒否は、いずれも正当理由に基づくものとは認められず、明らかに法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

- (4) 組合は、主文救済のほか、50年9月分賃金等の未払いについての陳謝文の掲示及び支配介入の禁止をも求める。しかし、これらについては主文救済によって、それぞれその実を果たすと考えるので、必要を認めない。

以上の理由によって、当委員会は、法第27条及び労働委員会規則第43条に基づき、主文のとおり命令する。

昭和53年12月27日

大阪府地方労働委員会

会長 川 合 五 郎